

伊佐市成年後見センター 便り

第4号 令和8年6月発行

● 成年後見制度って何？

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為(契約等)を、成年後見人等が本人に代わって行う制度です。

判断能力が不十分になる前に利用する「任意後見制度」
判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」
があります。



● 法定後見制度とは…

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、後見人等が選ばれる制度です。

本人の判断能力に応じて以下の3つに分かれます。

- ① 後 見:判断能力が欠けているのが通常の方
- ② 保 佐:判断能力が著しく不十分な方
- ③ 補 助:判断能力が不十分な方



● どんなことをしてくれるの？ 誰が手続きできるの？

財産管理や契約手続きのお手伝い等をしてくれます。

手続きができるのは本人、配偶者、四親等内親族、市区町村長等です。
(四親等内親族…親、祖父母、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば等)

● 手続きは？ 費用は？

必要書類を揃え、本人住所地の家庭裁判所に提出します。
申立て手数料、郵便切手等が必要です。

● どこに相談すればいい？

成年後見制度の適切な普及のために、相談窓口として「中核機関」があります。伊佐市では、大口庁舎別館1階の長寿介護課内に、

「伊佐市成年後見センター」を設置し、担当職員が制度や手続き方法等について説明を行います。

令和3年8月からスタートし、これまで延べ 350 件ほどの相談に対応しています。担当者不在のことがあるので、来所の際は事前にお電話ください。

【成年後見制度 学習会開催！】

後見人として活躍中の講師から、制度の概要と、事例を交えたお話をしていただき、制度の理解を深めるための学習会です。(参加費無料)

日 時: 令和8年7月7日(火)午後2時から2時間程度

場 所: 大口元気こころ館

講 師: 野間 修二 司法書士

- 参加希望の方は、下記問い合わせ先にお電話ください
(6月30日(火)締切)



～問い合わせ先～

住 所: 伊佐市大口里 1888 (伊佐市役所 大口庁舎 別館1階)

電 話: 0995-23-2377 (肥後(有)、安徳)